**コミュニティデータ ライセンス契約－共有型－第1.0版**

これは、コミュニティデータ ライセンス契約－共有型－第1.0版 (「契約」)です。この日本語版は参考訳です。契約書としては英語版のみが有効です。「データ」は、それぞれの「データ提供者」から、「あなた」対して、本「契約」に基づいて提供されます。下記で認められた諸権利、および許諾のいずれかを「あなた」が行使すると、「あなた」は本「契約」の諸条件に束縛されることを容認し、同意したものとみなされます。

各「データ提供者」が「データ」を利用できるようにすることによって受ける恩恵、および、本条件のもとで「あなた」が「データ」から受ける恩恵、あるいはその他の恩恵は、本「契約」を結ぶにあたり十分に考慮されたものとみなされます。上記に従い、「データ提供者」と「あなた」 ( 「当事者」 ) は、以下を合意するものとします。

**第1節　諸定義**

1.1　「追加」するとは、「あなた」自身、あるいは、他の誰かの「データ」によって「データ」を追加することを意味し、結果として「あなた」の「追加部」を形成します。「追加部」は、後記の「結果物」を含みません。

1.2　「コンピュータ利用」とは、( コンピュータ、あるいは、その他を使った )「データ」に対する「あなた」の分析、または、その他の解析を意味します。例として、「コンピュータ利用」には、コンピュータ分析技術の応用が含まれ、その目的は、デジタル形式の「データ」を分析し、「データ」に関するパターン、傾向、相互関係、推論、考察、および、属性のような情報を生成することを含みますが、これらに限定されるものではありません。

1.3　「データ」とは、集合としての、もしくは、個別の情報 ( 画像やテキストのような著作権保護される情報を含む ) を意味します。それらは、「データ提供者」、あるいは、「データ提供者」のために活動する「エンティティ」によって作られた、あるいは、集められたものであり、それらに関する諸権利が、本「契約」のもとで許諾されます。

1.4　「データ提供者」とは、「あなた」の「受領」以前に、本「契約」に基づき「データ」を「公開」した「エンティティ」 ( そのような「エンティティ」のために「データ」を「公開」することを正式に認められた「エンティティ」の従業員や契約者も含みます ) を意味します。

1.5　「拡張データ」とは、「あなた」が「公開」し、「あなた」が本「契約」のもとで受領した「データ」に対する「あなた」の (a)「追加部」、および、 (b) 「変更部」に該当する「データ」のサブセットを意味します。

1.6　「エンティティ」とは、個人、ないしは、各国において設立され当該国の法令のもとに実在する組織を意味します。この際、当該エンティティをコントロールする、当該エンティティからコントールされる、あるいは、当該エンティティと共通のコントロールのもとに置かれたすべての他のエンティティが包含されます。本定義において、「コントロール」とは、 (a) そのようなエンティティに対し、契約、ないしはその他の手法を通じて、直接・間接の指揮・管理を行う支配力、 (b) 発行済株式、あるいは、社債の50%を超えた保有、 (c) そのようなエンティティに対する受益所有権、あるいは、 (d) 契約、あるいは、権利の有無によらず、「エンティティ」の取締役の過半数を指名できる権限を意味します。

1.7　「電子台帳」とは、本「契約」の対象となる「データ」の、あるいは、「データ」に対する権利許諾の電子的な記録を意味します。本「契約」の対象となる「データ」そのもの、あるいは、「データ」に対する許諾、貢献、ライセンスの履歴を記録・保存する機能を有する技術が使われます。

1.8　「変更」するとは、「データ」の削除、消去、修正、あるいは、再配置を意味し、その結果として、「修正部」が形成されます。「修正部」は、後記の「結果物」を含みません。

1.9　「公開」するとは、「データ」の全体、あるいは、サブセット( 「あなた」の「拡張データ」を含めて )を、いかなる形であれ「使用」できるようにすることを意味します。 それには、物理媒体上のコピーや、リモートアクセスの提供が含まれます。 どのような形の「エンティティ」にとっても、これは「データ」が、当該「エンティティ」に雇用されていない、あるいは、「エンティティ」の契約者やエージェントとして関わっていない個人に利用可能となることを意味します。「公開」は、「あなた」が「データ」を「公開する」度に行われます。

1.10　「受領」とは、ローカル、あるいは、リモートで「データ」へのアクセスができたことを意味します。

1.11　「結果物」とは、「データ」を「あなた」が「コンピュータ利用」により、「あなた」が得た成果、あるいは、出力を意味します。「結果物」には、「コンピュータ利用」で生じた「デ・ミニミス」（権利が及ばない程度のごくわずかな部分）を越えたものを含んではいけません。

1.12　「Sui Generis Database Rights」とは、欧州議会、および、データベースの法的保護に関して1996年3月11日の評議会がディレクティブ96/9/ECによって規定した著作権を除く、諸権利を意味します。同ディレクティブにアデンダムとして追加されたのもや後継版、それ以外の国で定める同等の諸権利も同様に意味します。

1.13　「使用」とは、機械または人間による、または両方の組み合わせによるデータ（アクセス、コピー、学習、レビュー、適用、分析、評価、または「コンピュータ利用」による利用を含む）を使用することを意味します。

1.14　「あなた」とは、本「契約」に基づいて「データ」を「受領」した「エンティティ」を意味します。

**第2節「使用」および「公開」に対する権利とライセンス**

2.1本「契約」の第3節に規定された諸条件に従うこと前提に、「データ提供者」は「あなた」に対して、 (a) 「データ」の「使用」、および、 (b) 「データ」の「公開」に関して、全世界における、非独占的で、( 第5節の規定を例外として ) 取り消すことのできない権利を認めます。

2.2「データ」、あるいは、「データ」の連携・選択・配列が、著作権、「Sui generis database right」、あるいは、その他の法令のもとに保護され、また、保護可能である範囲において、当該「データ」、あるいは、同「データ」の連携・選択・配列が、「あなた」および本「契約」のもとに「データ」を「受領」する他の誰に対しても、「使用」および「公開」を、「データ提供者」は、本「契約」の第3節に規定された諸条件に従うことを前提に、許諾します。

2.3明示的に認められた諸権利、およびライセンスを除いて、他のいかなる知的財産権も許認されていません、あるいは、そのように読み取られるべきではありせん。

**第3節　許諾される諸権利の条件**

3.1「あなた」が、「あなた」の「受領」した「データ」、あるいは、「拡張データ」を「公開」するならば

(a)　当該の「データ」(「拡張データ」を含む)は、本第3節に従って、本「契約」に基づいて「公開」しなければなりません、かつ、

(b)　「あなた」は、「拡張データ」が入った「データ」のファイルに、「あなた」がそれらの変更を実施したことを示す明瞭な告知を伴うようにしなければなりません、かつ、

(c)　もしも「あなた」が「受領」した「データ」を「あなた」が「公開」するならば、「あなた」は、「データ提供者」のクレディットや帰属表示を保持したままにしておかなければなりません。そのようなクレディットや帰属表示は、「あなた」が「受領」したときに「データ」の中で存在していたもので、以下のいずれかです。法的通知、ないしは、メタデータ、「データ提供者」の識別情報、あるいは、「データ」に対するハイパーリンク （実用的な範囲で）。

3.2「あなた」は、だれであれ「データ」を「受領」する人が持つ次の権能を制限したり、妨げたりすることはできません。 (a) 「データ」を広くだれもがアクセスできるように「公開」すること、あるいは、 (b) もしもプロジェクトが、本「契約」に従って「データ」そのものや、「データ」に対する権利許諾の履歴を「電子台帳」を用いて記録している場合、それらを「電子台帳」に記録すること。

3.3　もしも「あなた」が「受領」した「データ」を「公開」するなら、「あなた」は無修正の本「契約」のもとでそれを行い、かつ、本「契約」文、本「契約」の名称、あるいは・および、ハイパーリンク、または、本「契約」文のコピーを提供するのに適切とみなされる方法を提供しなければなりません。「あなた」は、本「契約」を修正したり、本「契約」のもとで許諾された権利行使に対し、いかなる追加的な制約を課したりすることはできません。 そのような制約の例としては、商用目的、あるいは、非商用目的での「データ」 ( 「あなた」の「拡張データ」も含む ) 「使用」に対する制約を追加することや、あるいは、そのような「データ」の許可された「使用」を特定のプラットフォフォーム、テクノロジー、あるいは、適用領域の制限などが挙げられます。本「契約」の変更を意味するような告知は無効です。

3.4　「拡張データ」が本「契約」のもとライセンスされた「データ」との関係のために共同著作物とみなさることがないということ、また、「データ提供者」について何らかの説明の義務を負ったり、「データ提供者」の同意を得たり、することを要しないということに、「あなた」、および、各「データ提供者」は合意したものとします。

3.5本「契約」は、「あなた」の「使用」、あるいは、「結果物」の「公開」に対して、いかなる義務や制約も課すことはありません。

**第4節「データ提供者」の表明**

4.1各「データ提供者」は、「データ提供者」が以下の各項を保証するために相応の注意を払ったことを表明します。 (a) 「公開」した「データ」は、「データ提供者」自身が作成・生成したもの、あるいは、本「契約」のもとで「データ」を「公開」する権利とともに他から得たものであること、 (b) そのような「データ」の「公開」が、「データ提供者」のプライバシー義務や秘密保持義務の違反を発生させることがないこと。

**第5節終了**

5.1もしも「あなた」が本「契約」の諸条件の準拠に実質的に違反し、かつ、「あなた」がそのような準拠違反に気付いてから合理的な期間内に違反を是正できなかったとき、本「契約」に基づく「あなた」のすべての権利は終了し、かつ、「データ」を「受領」、「使用」、「公開」する「あなた」の権利は取り消され、あるいは、変更されます。本「契約」に基づく「あなた」の権利が終了すると、「あなた」は、「データ」を「受領」、「使用」、「公開」することを停止することに合意するものとします。しかしながら、そのような終了よりも以前に「あなた」が「公開」した「データ」に関連する「あなた」の義務、および、本「契約」のもとで「あなた」によって認められた権利と許可は継続し、残り続けます。

5.2「あなた」が、当該「データ」に基づいて「データ提供者」、あるいは、「データ」を「受領」した他のだれかを提訴 ( 交差請求訴訟を含む ) すると、本「契約」違反による提訴を除き、本「契約」に基づいて「あなた」に認められていた「データ」を「受領」、「使用」、「公開」する権利は、提訴が提出された日をもって終了します。

**第6節保証の免責条項、および、賠償責任の制限**

6.1　本「契約」の中で明示的に定められているものを除き、当該「データ」 ( 「拡張データ」を含む ) は、現状あるがままの状態で提供され、明示的にも、暗黙にも、いかなる種類の保証や条件も付加されていません。それらの中には、権利、非侵害性、商用性、特定用途への適合性 ( これらに限定されるものではありません ) に対する保証や条件が含まれます。

6.2当該「データ」の「使用」、ないしは、頒布、あるいは、ここで認められたいずれかの権利の行使から何らかの形で発生した損害は、たとえそのような損害の可能性が警告されていたとしても、「あなた」や「データ提供者」は、いかなる直接的損害、間接的損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害賠償、結果的損害（逸失利益またはその他を含めて） に対していかなる賠償責任を負いません。いかに発生したか、また、賠償責任に対する考え方、さらには、契約、無過失責任、あるいは、不法行為における（過失またはその他を含めて） ものかどうかを問いません。

**第7節雑則**

7.1「あなた」は、「データ」の「使用」、あるいは、「公開」に関連して、プライバシー保護、データ保護、セキュリティ、輸出規制を含むすべての適用法令を順守することの責任が「あなた」のみにあるということに同意するものとします。また、ここで「受領」した「データ」の「使用」、「公開」に関して、「データ提供者」が適用法令を遵守する責務を果たすことを助けるために、「あなた」は、合理的な処置をとることに同意するものとします。

7.2「あなた」と「データ提供者」は、「あなた」、あるいは、「データ提供者」が「データ」中に持ついかなる人格権について、法の許す限りにおいて、放棄、あるいは、主張しないことに同意するものとします。

7.3　本「契約」は、「当事者」、および、それぞれの継承者、執行者、後継者、および、譲受人以外の他の人物あるいはエンティティに対して、いかなる権利や救済も授与するものではありません。

7.4　本「契約」のもとに「公開」されたいかなる「データ」においても、当該「データ提供者」は、プライバシー保護、データ保護、あるいは、秘密保持に関して、いかなる権利も、特別な期待も留保しません。もし「あなた」が、本「契約」に基づいて「データ」を「公開」する選択をするなら、「あなた」は同様に、その「データ」におけるプライバシー保護、あるいは、秘密保持に対するあらゆる権利と特別な期待を留保しないものとします。

7.5The Linux Foundation の Community Data License Agreement ワークグループは、本「契約」の「幹事役」です。「幹事役」以外の誰にも本「契約」を変更したり、新バージョンを発行したりする権利はありません。各バージョンには、識別のためにバージョン番号を付与しています。「あなた」は、ここで「受領」した「データ」を「使用」、「公開」するに当たり、「あなた」が初めて「データ」を「受領」した際の「契約」バージョンの条件に基づくこともできますし、あるいは、「幹事役」によって発行された後継バージョンの条件に基づくこともできます。